第51回
定時株主総会
招集ご通知

日時 2020年６月29日（月曜日）
午前11時

場所 東京都多摩市永山六丁目21番１号
当社４階 会議室

第51回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 4
株主総会会場ご案内図

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役1名選任の件
第３号議案　補欠監査役1名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

国際計測器株式会社

証券コード　7722

(証券コード 7722)
2020年６月12日

株　主　各　位

東京都多摩市永山六丁目21番１号
国際計測器株式会社
代表取締役社長　松　本　博　司

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月26日（金曜日）午後５時45分までに到着するように、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2020年６月29日（月曜日）午前11時(受付開始予定時刻　午前10時)
2. 場　　所　東京都多摩市永山六丁目21番１号
　当社　４階　会議室(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項　第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
　事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）
　計算書類報告の件

報告事項の取り扱いについては、３頁の「第51回定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以　上

【ご注意事項】

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防のため、本定時株主総会におきましては、可能な限り当日のご出席をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申し上げます。
特に、ご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様、体調のすぐれない株主様は、当日のご出席について慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

◎接触感染のリスクを低減させるため、本定時株主総会におきましては、お土産の配付を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席される場合は、感染拡大状況やご自身のご体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎ご来場の株主様で体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声かけのうえ、議場へのご入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
(http://www.kokusaikk.co.jp/)

第51回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2020年６月29日開催の第51回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の会議の目的事項のうち、報告事項「第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」及び「第51期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件」（以下「第51期決算報告」といいます。）に関しまして、決算手続き、会計監査人監査報告の受領など所要の手続きを完了した後、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、子会社拠点における新型コロナウイルス感染拡大の影響により当社現地法人における決算手続き及び監査手続きに想定以上の時間を要したため、現時点で当社は会計監査人の監査報告を受領しておりません。

以上のことから、当社は、本総会において第51期決算報告のご報告を断念せざるを得ないものと判断いたしました。

これに伴い、当社は、会計監査人監査報告の受領など所要の手続きを完了次第、速やかに本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第51期決算報告をご報告いたします。また、本継続会の日時及び場所の決定につきまして、取締役会にご一任願うことを（以下「本提案」といいます。）、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。本総会において本提案をご承認いただきましたら、当社は、本継続会の開催ご通知を株主の皆様に別途ご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。

第51期の事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告は、本継続会の開催ご通知に添付し、株主の皆様にご提供いたします。従いまして、本総会の招集ご通知には添付しておりませんので、ご了承ください。

なお、本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

株主の皆様には、多大なご迷惑、ご心配をおかけしますことを心よりお詫び申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の利益状況並びに企業環境等を勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。なお、中間配当金を含め、年間の配当金は１株当たり35円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき、普通配当15円、設立50周年の記念配当５円の計20円
総額280,307,580円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月30日

第２号議案　監査役１名選任の件

本総会終結のときをもって監査役細田法男氏が任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ほそだのりお 細　田　法　男 （1950年７月23日生）	1973年４月　藤野税理士事務所入所 1982年７月　税理士資格取得により細田税理士事務所を開設 現在に至る 2001年６月　当社監査役（現任）	０株

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、長年にわたる税理士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、これらを活かして当社の経営全般に対する監査機能を発揮していただくことを期待し、社外監査役候補者といたしました。

同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

同氏は、現在当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は本総会の終結の時をもって19年であります。

【候補者と当社との間の特別の利害関係】

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【責任限定契約の内容の概要】

当社は、細田法男氏との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を法令の限度額内で締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

（注）当社は細田法男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、渡會賢二氏の補欠の監査役として、あらかじめ補欠の監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
宮下博至（みやしたひろし） （1944年10月31日生）	1965年４月　株式会社国際機械振動研究所入社 1971年６月　当社入社、技術開発部長 1979年６月　日本ビブロン株式会社代表取締役 1987年８月　当社取締役、技術開発部長 1998年６月　当社常務取締役、技術本部長 2017年７月　当社技術本部　顧問（現任）	150,000株

【補欠監査役候補者とした理由】

同氏は、当社の技術部門を担当し、常務取締役を務め、当社の経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、補欠監査役候補者といたしました。

【候補者と当社との間の特別の利害関係】

候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年６月19日開催の第46回定時株主総会において年額６億円以内（社外取締役は年額3,000万円以内）とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額4,000万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は９名（うち社外取締役１名）であります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。なお、本制度により対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の総数は年20,000株以内とし、その１株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、これによる普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、死亡、任期満了、定年退職その他当社の取締役会が正当と認める理由により上記に定めるいずれの地位からも退任又は退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

当社は、本総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社の従業員に対しても上記と同内容の本制度を導入する予定であります。

以　上

（ご参考）監査役会の構成

第２号議案「監査役１名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本定時株主総会終了時点において、監査役は社外監査役２名を含む３名となり、監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏　　名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況
現　任　　渡會　賢二	常勤監査役	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)
現　任　　細田　法男	社外監査役	18/18回 (100%)	15/15回 (100%)
現　任　　斎藤　一彦	社外監査役	17/18回 (94%)	14/15回 (93%)

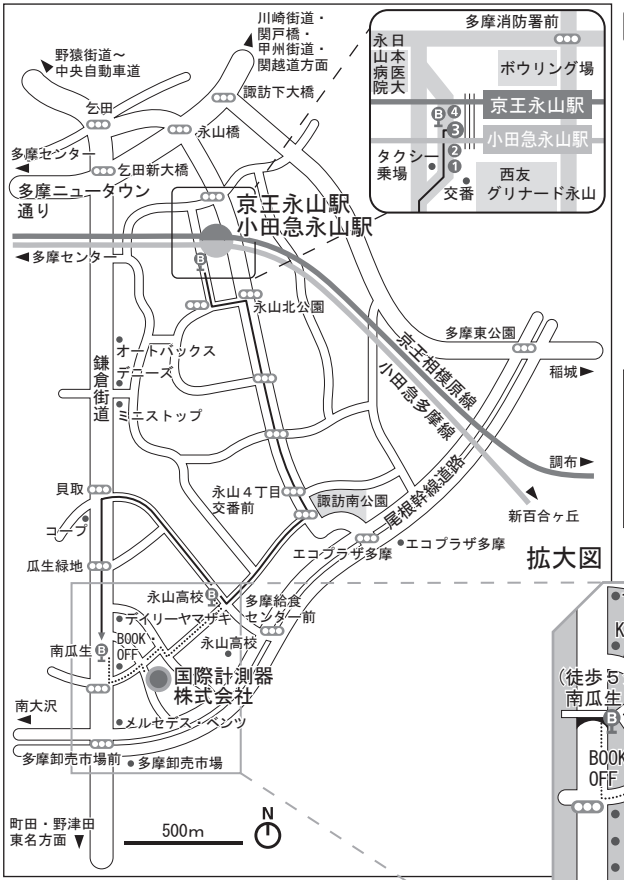
（注）1. 監査役細田氏及び斎藤氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役細田氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有していると判断しております。
3. 監査役細田氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 当社は社外監査役細田氏及び社外監査役斎藤氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって、責任の限度とする旨の契約を締結しております。

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市永山六丁目21番１号　当社　４階　会議室
電話　042―371―4211



バスご案内

■公共交通機関ご案内

京王永山駅・小田急永山駅
改札正面バスロータリー３番乗場

「永山五丁目行き」
→永山高校下車　徒歩７分

「京王多摩車庫行き」、「鶴川駅行き」
→永山高校下車　徒歩７分
南瓜生下車　徒歩５分

◎株主様へのお願い
新型コロナウイルス感染予防と株主様の安全確保の観点から、本年は送迎バスの運行を取りやめとさせていただきます。あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます。

・総会当日は、弊社正面玄関前に駐車場（20台程度収容可能）をご用意しておりますが、収容台数には限りがございますので、なるべく公共交通機関の利用をお願い申し上げます。

・タクシーにご乗車の場合は駅から10分程度で到着します。